

内灘町立地適正化計画 概要版

令和8年3月



内 灘 町

I 計画の位置づけ

1) 計画の目的

現在、国では少子高齢化や人口減少社会に向けて、誰もが便利で住みやすいまちづくりを進めるための取組を行っています。

本町においても、平成27年度に策定した都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）に沿ってまちづくりを進めてきました。

しかし近年では、町の人口は平成27年をピークに減少に転じるなど、地域動向が大きく変化しつつあります。特に、令和6年に発生した能登半島地震では、町内の広範囲にわたって側方流動を伴う液状化現象が起これり、家屋倒壊や道路が隆起するなどの甚大な被害をもたらしました。

このような社会情勢を踏まえ、本町では、持続可能なまちづくりと地域公共交通の連携とともに、災害リスクの分析を行うことで、安全に暮らし続けることができ、かつ利便性が高く住みよいまちを実現するため、「立地適正化計画」を策定します。

2) 計画期間

立地適正化計画の計画期間は、都市計画運用指針では概ね20年とされていることから、計画期間を令和8年度～令和27年度の20年間とし、必要に応じて見直すこととします。

3) 計画対象区域

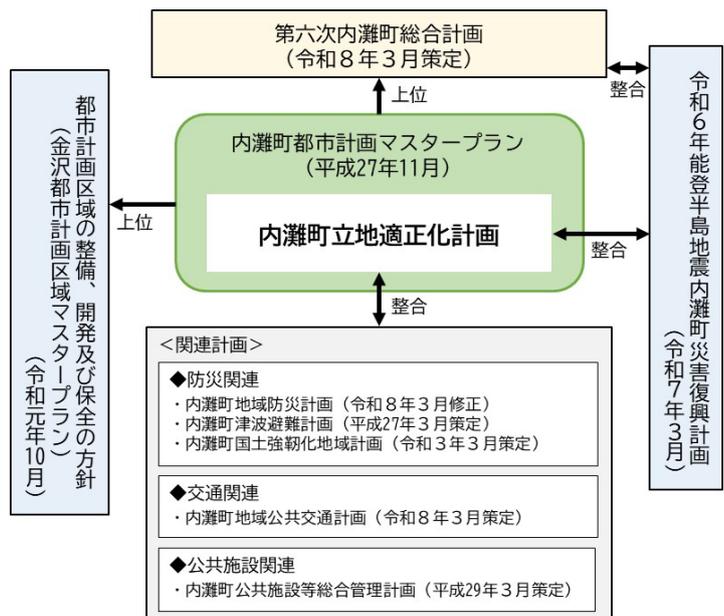
立地適正化計画の対象となる範囲は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体（主に市街化区域）を本計画の対象とします。

4) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する町の基本的な方針である「内灘町都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられ、令和8年3月に策定された「第六次内灘町総合計画」や、石川県が定める金沢都市計画区域における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（金沢都市計画区域マスタープラン）」を上位計画として、これら計画に基づいて策定することとします。

また、令和7年3月に策定された「令和6年能登半島地震内灘町災害復興計画」と取組内容の整合を図るとともに、防災分野や交通分野など各種関連計画の取組を勘案することとします。

【内灘町立地適正化計画の位置づけ】



II 課題と方向性

【内灘町の課題（求められていること）】

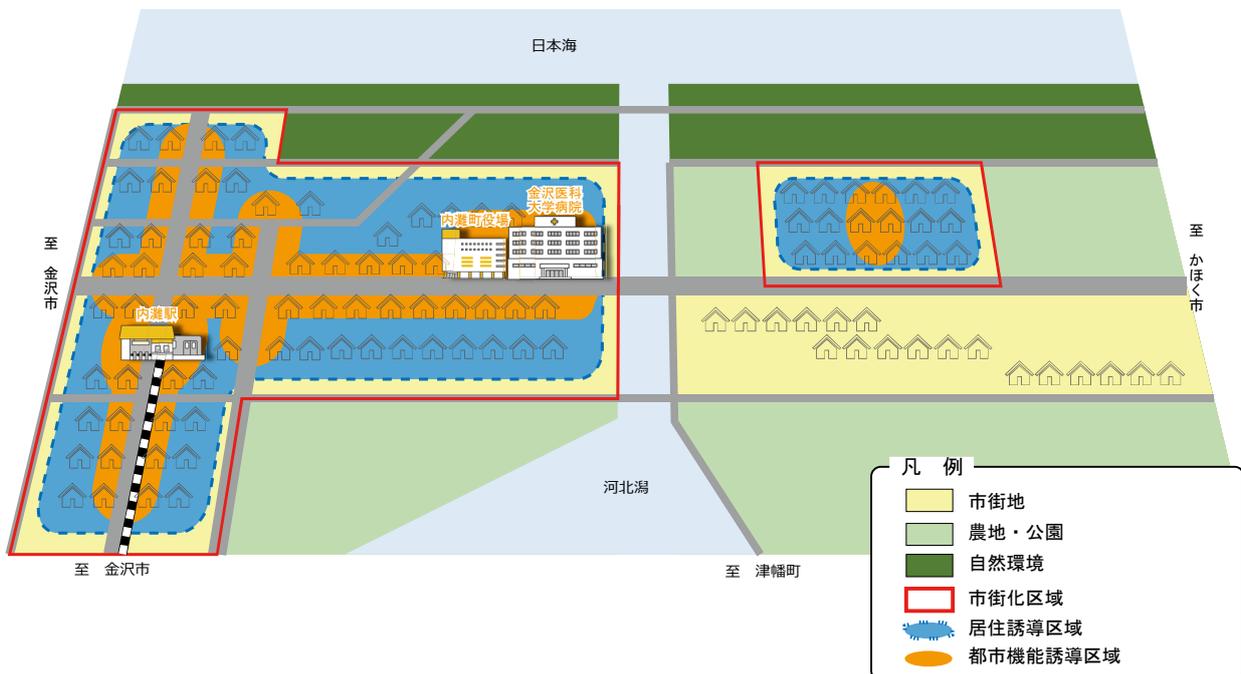
1. 少子高齢化・人口減少社会への対応
2. 車に頼らない便利で住みやすいまちづくりの推進
3. 土地利用・人口動態に即した都市機能の誘導
4. 整序ある開発の継続
5. 暮らしを支える都市施設の整備
6. 都市機能施設※の人口カバー率の向上
7. まちの賑わいと成長・発展
8. 魅力や資源を活用した拠点整備
9. 持続可能で災害に強い安全・安心な都市の形成

※都市機能施設とは、都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設であり、都市再生整備計画による高次都市施設や立地適正化計画による誘導施設、市民のコミュニティ形成や交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設である。（国土交通省「都市機能施設の効果的な整備・運営に向けた手引き（R5.6）」）



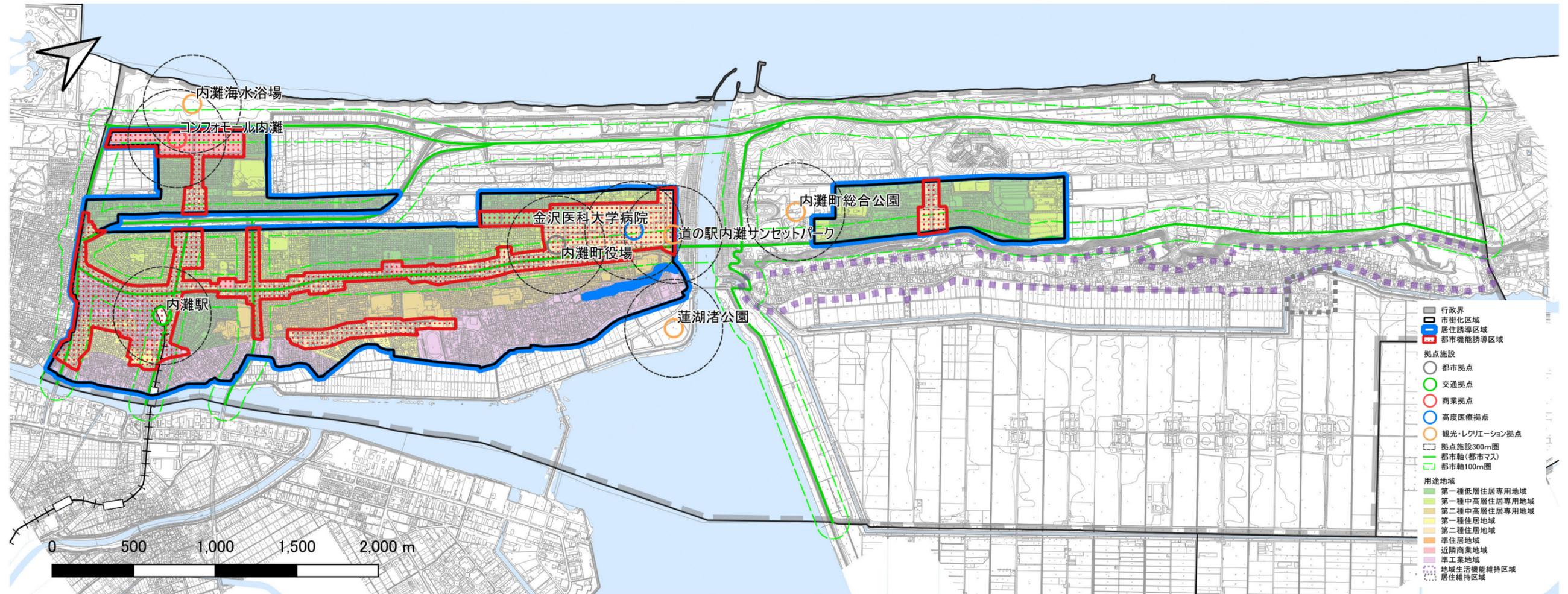
内灘町都市計画マスタープラン	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ つながりを大切にした活気のあるまち ・ 緑と水に抱かれた便利で安全・安心のまち ・ 住民と行政がともに考え、育てるまち
	将来都市像	<p>人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ</p> <p>～豊かな水辺に包まれた快適住環境のまちづくり～</p>
内灘町立地適正化計画	基本目標	<ol style="list-style-type: none"> ① コンパクトで持続可能な都市の形成 ② 暮らしや賑わいをつなぐ地域交通ネットワークの再構築 ③ 地域の魅力や活力を創出する拠点の整備 ④ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

【立地適正化計画の将来都市構造図】



III 誘導区域

【誘導区域】



IV 誘導施設

1) 誘導施設設定の考え方

本町は市街化調整区域における既存集落を含めて、公民館や学校、保育園など、それぞれの地域に根付いた形で施設が既に立地しており、特に市街化区域の中において、比較的コンパクトに市街地が形成されている状況です。

一方で、都市機能誘導区域としては市街化区域の中でも、さらに都市機能を誘導・集約していくための区域ですが、この限定されたエリアにのみ、例えば公民館機能なども誘導していった場合、地区の利便性やコミュニティ活動に支障が出てしまうことも懸念されます。

そのため、広範囲に分散して立地していた方が利用しやすい施設である「分散配置型施設」（行政関連施設や教育施設、小規模の商業施設や医療施設など）を現状のとおりとし、拠点に集積していることが望ましい「拠点集約型施設」については、誘導施設として都市機能誘導区域内に今後誘導・集約していくこととします。

2) 誘導施設(拠点集約型施設)として位置づける施設

少子高齢化等の社会構造の変化を踏まえ、持続可能な都市機能の強化を図るため、本町において、都市機能誘導区域へと誘導していく施設は以下のものとします。

【本町における誘導施設および定義】

施設	定義
多世代多目的交流施設 ※1	子育て支援施設、図書館、地域交流センター
地域公共交通関連施設 ※2	複合交通施設（鉄道・バス待合所等）、観光交流施設（観光案内所等）
商業施設	大規模小売店舗立地法に基づく生鮮食料品や日用雑貨などの小売り等を営む店舗床面積1,000㎡以上のもの
医療施設	医療法に基づく特定機能病院 ※3

※1内灘町都市計画マスタープラン将来都市構造図における都市拠点に当町が整備する施設

※2内灘町都市計画マスタープラン将来都市構造図における交通拠点に当町が整備する施設

※3高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院

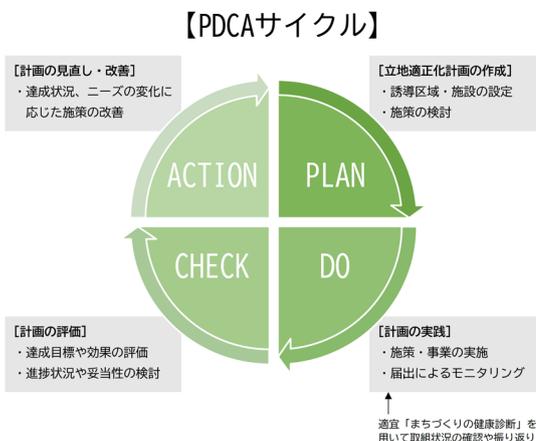
V 誘導施策

①コンパクトで持続可能な都市の形成	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住に関する支援による定住・移住の促進 ・ 公営住宅の整備促進 ・ 観光振興等による交流人口の拡大 ・ 関係人口の創出・拡大 ・ 総合的な空き家対策の推進 ・ 多様な世代のニーズに対応した複合拠点の整備による定住・移住の促進
②暮らしや賑わいをつなぐ地域交通ネットワークの再構築	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の移動を支える公共交通環境の充実 ・ 内灘駅の機能強化 ・ 町内外を結ぶ道路ネットワークの充実
③地域の魅力や活力を創出する拠点の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業等の振興 ・ 企業誘致や起業・創業支援
④誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	
被害低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の耐震化や長寿命化、及び老朽化対策の推進 ・ 上下水道施設の強化 ・ 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進 ・ 土砂災害への対応の強化
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の周知徹底 ・ 災害発生時における防災情報の的確な伝達 ・ 津波からの確実な避難を行うための取り組みの推進 ・ 防災意識の醸成および地域防災力の向上 ・ 応急活動等の効率的な展開 ・ 迅速な避難所の開設及び運営
震災被害からの復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実 ・ 住宅再建等の支援の実施 ・ 土地境界の確定支援 ・ 液状化対策の実施 ・ 新たな居住地の確保

VI 計画の進行管理

今後、様々な施策・事業の段階的な推進や届出等によるモニタリングを行うとともに、PDCAサイクルの考えに基づき、概ね5年ごとに中間評価を行い、計画の達成状況を把握し、本計画の妥当性を精査、検討します。その結果を踏まえ、必要に応じて計画の修正や新たな施策の導入を検討し改善を図ります。

なお、都市計画の変更や災害の危険な区域等の見直しが行われた際は、適宜計画を見直します。



内灘町立地適正化計画

策定 令和8年3月
 発行 内灘町
 編集 都市整備部企画振興課
 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
 TEL 076-286-1111
 FAX 076-286-0617
 URL <https://www.town.uchinada.lg.jp/>